

でしいです。それで、うまくタイミングを合わせて聞かせようと思う事件があったとしても、1時半ぐらいからの事件だと、選択している授業の開講時限との関係では、裁判所に行けないということも生じます。それから、これは学生にとっては大きな問題となるのが交通費の問題です。片道450円のバス代がかかるので、往復900円。これについては現在多くの指導弁護士の先生方が寄付をして下さり、学生に対して実費分を返還することができているのですが、大学としてはこのようなことまで指導弁護士の先生方におねがいしているということ自体が非常に心苦しいところあります。可能であれば、裁判所に近いところにロースクールを移すことができれば一番よろしいのですが、ここのことろがなかなか難しいところです。

もう一つは、研究者教員との連携をどのようにして図っていくかということですが、これについては、1点は、学生がたまたま法律相談で、例えば理論的にも興味のある事件があったというときに、彼らはやはり研究者教員に質問したいと思うわけです。ところが、学生はとても真面目で、守秘義務について非常に厳格に解してしまうがゆえにクリニックで接した事件の事実概要をうまく説明できないのです。そうすると、こちらもうまく答えてあげられない。彼らも守秘義務との関係で、どこまで話したらいいかというのが、特にクリニックⅠで2年生の前期に行った学生などは、なかなか判断がつかなくてもどかしい思いをするというわけです。この点はクリニックⅡでも同じような問題が生じます。そうすると、せめてクリニックⅡについて法律相談のと

きなどに、研究者教員が同席できないかということになるのですが、そういたしますと、今度は同席する教員の守秘義務の問題がでて参ります。この点をどうクリアしていくのかということが問題になります。また、御案内のとおり学生についてはクリニック受講のための損害保険に加入してもらっていますが、教員に関しては同様の仕組みをもった損害保険がございません。たとえ教員が守秘義務を遵守してくれたとしても同席した法律相談との関係で何らかの問題が生じることも考えあわせますと、教員の同席ということについて二の足を踏んでしまうということがあります。

以上が私からの報告です。つたない報告ではありますが、ご質問、あるいはご教示等いただければ幸いです。

\*\*\*\*\* 質疑応答 \*\*\*\*\*

**所長・宮川** どうもありがとうございます。新潟大学のリーガルクリニックⅠとリーガルクリニックⅡは、そのいずれかを履修する選択必修になっているということですね。つまり、臨床教育科目が必修となっているわけで、臨床教育が大変に充実していると思いました。大変心強いプログラムになっていると思います。それではご自由に、ご意見ご質問をお願いします。

**研究員** 私がこのお話を聞いて、非常にいいなと思ったのは、要するに、リーガルクリニックⅠとⅡの2つとも、実質はエクスターンシップだけれども、しかし、学生の実態と、それから引き受ける弁護士側の現実に合わせてあり、時間の余裕が相当ありますね。そして、大変工夫されており、

法科大学院側がそれなりにコントロールする、構造化されているという意味で非常に参考になるのではないかと思いました。

全くこういう工夫が存在しない法科大学院もあるわけです。それはどうしてそうなっているかというと、学期中には学生が外へ行けるわけはないという思い込みがあって、しかも3年の夏休みはみんな司法試験に忙しいから行けないと。エクスターンシップは派遣先にまかせきりで、事務所に朝から晩まで座っていて、それでどんどん時間を費やしているだけということもあります。それだと法律相談に最初同席しても、その後どういうふうに事件が展開しているかということを、実際にフォローすることは全然できないわけです。

そういうことを考えると、こういうやり方があり得るのだということで、大変に参考になりました。だから、これはある意味で、何て言うんだろう、「瓢箪から駒」のような感じをもって話を聞いていました。

いろいろな工夫がなされていますよね。そういう意味で、非常によくできているのではないかと思いました。そして何よりも必修にしているというところが、志が高いですね。

**四ッ谷** 選択必修が全国的に見て、そんなに珍しいと伺って、むしろ私はびっくりしました。学期中のことに関しては、これはやはり時間割の工夫がかなり大変で、うちがこのような方法を実現できることの背景には、東京の大学などと違って、学期中に非常勤講師に担当してもらう授業が、ほとんどないということがあろうかと思います。殆どの授業をうちの教員が担当しておりますので、時間割りを教員の都合ではな

く学生の都合にあわせるということが可能です。そうすると相当工夫をして午前中に殆どの授業を集中させることができます。このようにいたしますと、指導弁護士としても学生と予定を合わせることが容易になるということがいえます。

それから、午前中で殆どの授業を終わらせることについては、このクリニックだけではなくて、予習・復習時間の確保という面も考えると非常に有益です。学生からすると、午前中に授業を聞き終えて、午後は、彼らがグループ学習をするなり、復習をするなりという時間にあてることが可能です。そういうことを実現するのが本筋だろうということで、こういった仕組みをとっています。

**研究員** ロースクールの授業全体のほとんどが、大体午前中に固まっているということですか。

**四ッ谷** そうです。

**研究員** それだけ教室はあるんですか。

**四ッ谷** あるというか、よそから借りたりとか。でも、教室は3つぐらいはあるのです。

**研究員** この教室ですか。

**四ッ谷** はい。

**研究員** これは結構な大きなビルですね。

**四ッ谷** でも、4階と5階しかロースクール用ではありません。4、5階だけで、その4、5階に学生の研究室、個別ではないですが、7、8人に1部屋が割り当てられています。パンフレットの写真に写っている建物の4、5階部分に学生の研究室を全員分確保して、両サイドに教室とロー・



**研究員** 臨床法学にはエクスターんシッ  
プ、クリニックとある。それで、エクス  
ターンシップがクリニックIということで  
すか。

**四ツ谷** エクスターんシップにしてしま  
うと、何かほかのこともしなければいけな  
そうじゃないですか。

**研究員** 早稲田大学のエクスターんシッ  
プは、まさに2週間行つてもらうだけ  
なんです。それだけなんですよ。ただ、早  
稲田の場合、派遣先は企業などに行きま  
すし、学生には面接をして派遣先を決めて、  
報告書をつくるというようなこともやって  
います。

**研究員** 新潟大学のリーガルクリニック  
Iは、エクスターんシップというふうに科  
目名を設定するのは、全然違和感はないで  
すね。

**研究員** それはそうですね。先ほど、エ  
クスターんシップのやり方にはいろいろな  
やり方があると指摘がありました。2週間  
だけの派遣の場合も、それはそれでものす  
ごく充実して勉強になるという話しなんで  
す。私の質問は、このリーガルクリニック  
Iで、何かこれだけはやってください、と  
いうことがあるみたいなことをおっしゃっ  
ていましが、具体的にはどういうことを  
やるのですか。

**四ツ谷** 詳細は、早稲田大学からの現地  
調査のときに資料をお渡ししました。  
**研究員** 結構充実したマニュアルになっ  
ています。

**研究員** 法律関係調査とか、そういうも  
のが入っている必要があるとか、あるいは  
傍聴が入っているべきだとか、そういうこ  
とですか。

**四ツ谷** はい。

**研究員** 例えば内容証明をどこかに入れ  
てくれとか、そういうようなことですか。

**四ツ谷** はい。

**研究員** なるほど。相談を入れて、内容  
証明のところもちょっと入れて、登記簿と  
か戸籍とかそういう資料の収集、23条だ  
とかやって、判例のリサーチみたいなもの  
をこんなふうにやっているんだよというの  
で、訴訟を傍聴して、あるいはADRの立  
ち上げやると。

**四ツ谷** はい。これがお渡しした資料で  
す。

**研究員** これは大変だよ。  
**研究員** だから、これは、要するにエク  
スターんシップでやっているクリニックな  
わけですね。

**研究員** これは、どの弁護士事務所にも  
共通することをやっているのですね。

**四ツ谷** そうです。

**研究員** 東京の法律事務所は、本当に個  
性豊かでユニークなんですよね。うちには  
全然訴訟ありませんという事務所では、本  
当に全然ないわけですよ。かと思えば、労  
働事件ばかりやっている事務所があった  
りします。

**四ツ谷** 新潟ではそれはないです。本当  
に「社会生活上の医師」と表されるような  
業務内容の先生方が多いように思います  
で、事務所によって扱う事件内容に大きな  
差ができるというような現象は、

起きにくいのではないかと思います。

**研究員** だから、こういうのが可能なん  
でしょうね。

**四ツ谷** したがって、たまたま当たり外  
れの問題でいくと、ある学生の例では、も  
う

ちろん通常の事件をほぼやっているのです

が、刑事にかなり熱心な先生の事務所で、そ  
の事件に関わることがリーガルクリニック

の内容として組み込まれるように指導弁護

士の先生が工夫をして下さっていたという  
ような場合もあります。そういうときには、  
たまたま幸運な学生が出現するということ  
でしょう。ただ、そういう学生は、面白さ  
のあまり、つい事務所に伺う回数も増えて  
しまって、後になってバス代を実費支給す  
る段階になって「あら、随分回数が多くなっ  
てしまつたんですね…」などということに  
なったりもします。

**研究員** そうですか。これで2単位です  
か。

**四ツ谷** はい。

**研究員** エクスターんシップの概念が非  
常に多様で、要するにアウトプレスメント  
ですね。作業する場が外にあるとエクス  
ターんシップということになるのですけれ  
ど、それは本当に見学にとどまるものか  
ら、実際に弁護士の補助をするところまで、  
様々にあり得るわけでしょう。弁護士の補  
助をするところまでいけば、それはもうタ  
リニックと称していいわけで、アメリカの  
ロースクールでは、刑事も民事もアウト・  
プレスメントでやっているところがあります。  
刑事は公設弁護人事務所に行く、それ  
から検察官に行く。民事は法律事務所に行  
く、法律扶助事務所に行く。そういうこと  
になっている。そこでは通常考えられるエ  
クスターんシップのレベルよりは、はるか  
に要求が高く、細かく執務内容が要求され  
ている。

**研究員** エクスターんシップ、普通は書  
面を書いたりもする人が多いですよね。中  
身は違うんだけど、翻訳をやつたりする人  
もいる。

**四ツ谷** そういう状況も加味して、さ  
らに事務所の特徴によって付加していくだ  
けの結構ですが、必須事項というものを  
お願いするわけです。やはりいわゆる「丸  
投げ」になってしまふような実施方法にし  
てしまうと、それは最早単なる見学であつ  
てしまふ、大学の授業科目ではないと思ったわけ  
です。あまりに統一性がないということに  
なると、それは授業ではなくて単なる「学  
生による自主的活動」と変わらない、そ  
ういったものに対して単位認定をするとい  
う方法は教育機関として採るわけにはいカ  
ないのではないかと思う。授業である以  
上、ある程度の統一性というのは必要だと  
いうふうに制度設計の段階で力説をして、  
担当教員（弁護士教員）に、実務の実状も  
踏まえて、必須項目等についてリストアッ  
プをしていただいて、工夫をして作ってい  
ただいたというのが現在に至るまでの経緯  
です。

**研究員** これはクリニックIの担当教員  
は、いくらかもらうのですか。

**四ツ谷** 指導弁護士ですか。これは、一  
人の学生を担当して、年間で10万円程度

という風に聞いております。

**研究員** なるほど。早稲田のエクスター  
ンシップは全くのボランティアだから、一  
銭も払わないですね。

**四ツ谷** これは、制度をつくるときにつ  
いて調べましたら、理屈としては、教育  
実習を教育学部がお願いしますよね。教育  
実習の場合には、お願いする学校に対して、  
一人の学生を担当してもらっていくらしい

うお金が入るということがわかりまして、したがって、この制度をロースクールにおけるクリニック科目に引き直しますと、弁護士さん直接ではなくて、その弁護士事務所に入ってしまうことになるのですが、同じ仕組みを使って、費用をお支払いします。非常勤講師として指導弁護士を採用するという方法をとらなかつたのは、学生によつて8時間ミニマムしか行かない子と、ちょっと楽しかつたので十何時間行つてしまつた子といふのが出でてくるので、お支払いできる金額にも幅を保たせられるような仕組みがとれないかと考えたからです。これも、東京とはかなり事情が異なるのでしようが、ほとんど弁護士事務所＝弁護士さんという感じで、個人事務所が圧倒的多数ですので、指導弁護士の側からすると「形式上事務所に振り込まれようが、弁護士個人に対し振り込まれようが実質は変わらない」という感じのようです。

**研究員** ただ、早稻田はやっぱりエクスランシップで金がないから、やはりそれはボランティアでお願いをする形になるんですね。もしこれをお金を使うということになると、それは授業料に跳ね返つていくので。

**四ツ谷** 指導弁護士の先生方は、現実にはボランティアと同じような感じになつております。と申しますのも、先ほど学生が負担するべき交通費のお話を教しましたが、指導弁護士に対して大学からお支払いたした金額の中から、バス代として大部分の指導弁護士の先生方が、カンパをして下さっています。また、これは新潟大学とは違う大学の話ですが、ある大学のエクスランシップを相当いらっしゃる他県

学は、弁護士さんにお支払いしていることになっているけれど、その金銭 자체は、弁護士会にペールしているという話でした。それもすごいよねというか。新潟に関しては、特別委員会の先生方でもって、指導弁護士であり、かつ割とベテランの先生に対して、「バス代のカンパをお願いします」というようなことを言ってくださつて、それに殆どの指導弁護士の先生が感じてくれだつているという感じです。

**研究員** 次に、クリニックIIのほうについて伺いますが、無料法律相談は、このパンフレットを見ますと、弁護士と共に学生が同席する相談は1時間程度、学生が同席しない相談につきましては、弁護士が都合をお聞きし、回答いたしますとあります。が、それを両方とも無料法律相談という形でやつてあるわけですね。その場合、相談者はどちらかに偏るみたいなことはありませんか。どちらのほうが多いとか、どちらのほうが少ないとか、そういうような形にはならないですか。

**四ツ谷** あらかじめ電話で受け付けをして、例えば事件が離婚とか、相続かといふのだけを聞き取つておいて、担当教員の弁護士の先生が、受付をした事件のうち、「これとこれを今回はクリニック向けの法律相談にしましよう」という形でやつています。したがつて相談者のご希望を聞いてどちらかにするということではないのです。

**研究員** 相談件数はたくさんというか、要するにもう受け切れないほど来ますか。それほど、どちらでしようか。

**四ツ谷** 後者に近いです。これに関しては、こういったもの（パンフレット）を公民館とか役所の分所とかに置いていた大

の弁護士さんの話を伺いましたところ、大臣は、弁護士さんにお支払いしていることになっているけれど、その金銭 자체は、弁護士会にペールしているという話でした。それもすごいよねというか。新潟に関しては、特別委員会の先生方でもって、指導弁護士であり、かつ割とベテランの先生に対して、「バス代のカンパをお願いします」というようなことを言ってくださつて、それに殆どの指導弁護士の先生が感じてくれだつているという感じです。

**研究員** 相談者は、どちらでも別に文句はないということですよね。

**四ツ谷** 現状は、とりあえずそうです。実際に、学生が同席した相談についてのアンケートというのを実務家教員の先生が取つてみたのですが、満足度はものすごく高くて、大体こういうところに来る方が、そのまま当該事案の法律相談を複数の機関でやつてあるわけですね。その場合、相談者はどちらかに偏るみたいなことはありますけれど、例えば「前に弁護士さんと同じことを相談したのと違つて、すごく丁寧に聞いてくれてよかったです」、そういう相談者からの感想がほとんどです。

**研究員** アンケートというのは、システムとしてやってみようという感じでやつたのですが、正直なところです。

**四ツ谷** 相当されている弁護士教員が取つてくださいました。

**研究員** それは、その場で書いたりしたものですか。それとも、後で。

**四ツ谷** その場で書いていただきました。

**研究員** 相談件数はたくさんというか、要するにもう受け切れないほど来ますか。

**四ツ谷** 後者に近いです。これに関しては、こういったもの（パンフレット）を公民館とか役所の分所とかに置いていた大

ことがありますという事前通知をパンフレット上でしていますし、相談受付の電話がかかる際にも確認しています。もちろん、相談日当日に、その場でもう一回伺うということはしています。何か新潟大学に信頼があるようで、本当に問題がない状態です。

**研究員** 相談者は、どちらでも別に文句はないということですよね。

**四ツ谷** 現状は、とりあえずそうです。載らない、紙面がいっぱいになつてしまつて載せていただけないときは、ぱつぱつと1、2件しか来ないとか、という感じになりますといふうになるのですが、新聞に載るというのが結構難しいです。

**研究員** 自治体の相談窓口あたりから紹介してもらうというようなことはしていませんか。どちらかに偏るみたいなことはしていませんか。どちらのほうが多いとか、どちらのほうが少ないとか、そういうような形にはならないですか。

**四ツ谷** まだやつていないです。まだ、ものすごく小さいロースクールなので、県弁護士会と関係を密にするのに精一杯で、市を含めたその他の機関に何かにお願いします。

**研究員** 新潟政界における新潟大学の地位というのは高いんじゃないですか。

**四ツ谷** どうでしよう。ちょっとそこまではわかりませんが…。むしろ、例えばNHKの地元のニュースとかそういうもので、法律相談を実施しているといったことをコンスタントに記事にしてもらはうがいいのではないかという話はしています。

**研究員** そうですか。これだと、こんなに回数ありますから、2週間に一度やっているわけですよ。

どいですよね。その都度、かき集めなければいけないし、しかも波があるわけだからね、来るときは来るけど。

**四ツ谷** 1回だけ、ちょっと事件の内容ではなくて相談者自身に難しいところがあるというような案件が来てしまったときがあるあって、偶然が重なって、学生さんを同席させてしまつたといふことがあつたらしいのです。ただ、この時は本当にラッキーだつたんですけど、丁寧に話を聞いて、学生が法律相談に応じたところ、何のクレームもつかずには済んだといふことがあつたようです。そういう、ある意味「危険な目」に学生を遭わせないためには、コンスタントに5件ぐらいやって、その中から勉強にも向くし、相談者も懲りだといふのを2件チョイスしなければいけないので、毎回コンスタントに5件の相談が集まるものでもないといふのが実状です。

**研究員** 1回に2件なんですか。

**四ツ谷** 1回に2件です。

**研究員** リーガルクリニックⅡに関しては、ここで言うところの地域法実務センターの弁護士5名が指導されているわけですか。

**四ツ谷** 非常勤教員弁護士2名の先生であります。

**研究員** 通年実習のために弁護士5名を確保しているということではないですか。

**四ツ谷** いえ、それは非常勤教員の弁護士2名のほうです。もちろん、ローテーションをしてくださっている実務家教員の弁護士の先生も、何回かは担当してくださったりしているようです。

**研究員** これは、非常勤教員の弁護士と

いうのは、法律相談を実施することが教育内容なんですか。

**四ツ谷** 地域法実務センターの所属なので、地域法実務センター例会議の出席と、プラスして一つだけ実務系の科目を、非常勤として担当していただいております。

**研究員** 非常勤教員の中のコマとして、地域法実務センターで法律相談を実施するということが、リーガルクリニックⅡになるわけです。だけど、その場合でも、これは受任しないわけですね。

**四ツ谷** 受任ないです。そこも結構難しかつたのです。受任型にモットしていく仕組みが、ちょっとどうやつていいのかというのがあつたので。

**研究員** 受任しないときには、弁護士の必要性があるときは、弁護士会の相談センターなどを紹介するのですか。

**四ツ谷** はい。新潟弁護士会の電話番号を相談者にお教えして、急ぐのであれば、そこから弁護士さんを紹介してもらってくれます。だいじょうぶやつていいのかといふのがあつたのです。

**研究員** 事件を受ける窓口にはならないです。この点も先ほど述べた特別委員会における議論の中で、「有償か無償か」ということ併せて「受任までするか、あるいは法律相談に特化するか」ということを繰り返し議論してきました。

**研究員** 弁護士会の有料法律相談が減っているというのが、一般的な傾向としてあったのです。そのようなことが東京ではありました。だから、夏休みの日程のところも相談が入っているというのは、そういう理由があるわけです。

**四ツ谷** そうですね。ただ、その面では県弁護士会がやっている法律相談が満杯状態だそうですので、そんなに抵抗が少なかつたのですが、そろはいつても、一回き

りの例ええば学部学生による法律相談のようない形ではなく、継続的に機関として法律相談の受入をやっていくという、結構これを体制として実施するということを色々な先生方に納得していただくということについては様々は議論をする必要がありました。

**研究員** やはり相談件数を確保するためにつないでやるというのは非常に大事なことだと思います。ただ、早稲田はできていません。人がないから。そういう意味で、この弁護士法人早稲田大学リーガルクリニックの弁護士の相談等をしっかりとやらせていただいて、それと一緒にチラシをつくったりというのを最近始めたりしています。だからこりうサポート体制があるというのは非常に、回す側からすると回しやすい。僕らはずっと民事クリニックの担当をしていて、相談件数がない、ないとい文句を言われるんだけれど、相談件数がどんどんと宣伝してどんどんと来る、断るのトラブルになるとか、そのまま自体で手一杯になっちゃつたりするんです。

**四ツ谷** 通年で法律相談 자체を実施するということは、私たちにはなかったアイデアだったので、制度をつくるときに、やはり担当の弁護士の先生が、通年でやらないと市民に浸透しないという指摘をしてくださいました。それで、こういう仕組みをとりました。だから、夏休みの日程のところも相談が入っているというのは、そういう理由があるわけです。

**研究員** リーガルクリニックⅡの人数がいまひとつよくわからないのですが、Ⅱの受講者は今年度の入数は何人ぐらいですか。

**四ツ谷** 今年度は、そもそも3年生は

35人ですから、クリニックⅡの受講生は十数名ぐらいしかいないんです。結局、多くの学生がⅠを希望しており、かつⅠを30名程度が受講済みですから。

**研究員** 十数名で、法律相談をやるのは、ある学生に聞いてみると、1日だけなんだ。

**四ツ谷** そうです。だから、この専任教員が同席するあるじやないですか。その専任教員は何回も同席しているわけだけれど、学生は次から次へと入れ替わって、その専任教員がその学生の相談を開くのは1回だけというか、1日だけなんだ。

**四ツ谷** はい、1日だけです。

**研究員** そのとき、何でその専任教員は相談せずに、その日の担当の弁護士が相談、専任教員が同席するという形になっているのですか。

**四ツ谷** そもそも専任教員が法律相談に同席するということは、もともと予定はしていました。最初どうしようかと

言っていたのです。一番最初の学生、つまり既修1期生に対してクリニックⅡを実施したときには、当初指導弁護士のみが同席し、法律相談実施後の学生とのディスカッションの段階で担当教員(弁護士)が加わるという形態をとつていたのです。

しかし、実際にクリニックⅡを実施してみると、むしろ指導弁護士の側で、学生との議論をどうしていいのかわからないとか、いろいろな悩みが生じてきたのです。しかし、相談の内容を見ずに議論に参加しても担当教員としては、見えてこないものもあるので、そうすると、担当教員も最初から入ったほうがいいよねという話になつて担当教員も法律相談の段階から同席する

という方法を採用することにしました。この点も試行錯誤の連続でして、相談に担当教員（弁護士）が同席するということを始めた当初は、担当教員の方も指導弁護士に對して遠慮がちに「見ちゃうけどいい？」という感じでやっていたようです。でも、小さい弁護士会なので皆さん顔見知りな訳

として指導弁護士の先生方も心が広くて、担当教員（弁護士）に対して「まあ、君が横でみるくらいなら構わないよ」というような感じで、今のような方法が徐々に実現していました。

そのような訳で担当教員（弁護士）の同席は、法律相談に開く指導を相談の段階で行うということを目的にしておりません

ので、学生のやった法律相談について、相談者に対して追加的質問をしたり、学生が相談者に対してした回答を修正したりといふのは、全部指導弁護士の仕事で、同席する教員の弁護士は相談の段階では何もしないです。むしろ後からやる議論との関係で、

四ツ谷 そうですね、はい。

研究員 そうか。要するに弁護士がやる活動のいろいろなタイプを見てくださいといふ形になるわけですね。

研究員 事件追及型には、専任教員は基本的に開示しないのですか。

四ツ谷 クリニックIと同程度の開示はやってくださいといふことある程度でいいです。こういうことをある程度

四ツ谷 クリニックIと同程度の開示はやってくださいといふことある程度でいいです。こういうことをある程度

四ツ谷 クリニックIと同程度の開示は

研究員 事件追及型には、専任教員は基本的に開示しないのですか。

四ツ谷 クリニックIと同程度の開示はやってくださいといふことある程度でいいです。こういうことをある程度

四ツ谷 クリニックIと同程度の開示はやってくださいといふことある程度でいいです。こういうことをある程度

四ツ谷 クリニックIと同程度の開示は

研究員 事件追及型には、専任教員は基本的に開示しないのですか。

四ツ谷 クリニックIと同程度の開示は

研究員 事件追及型には、専任教員は基本的に開示しないのですか。

四ツ谷 多いですね、はい。

研究員 だから、法律相談はきっかけなわけだ。

研究員 でも、スケジュールによつてはきっかけでもないんでしょう。

研究員 だって、法律相談から受任には至らないわけでしょう。

四ツ谷 はい。

研究員 だから、そういう点でいうと、法律相談と事件追及型のほりリンクしているわけではなくて、全くの偶然ですね。實際上は、事件追及型のほうが多いわけですね。

四ツ谷 そうですね、はい。

研究員 さあ、君ががフオニックのIのほうで、いくつかの事件を最初から最後まで追及するというのと、これはやっている内容は変わってくるのですか。

四ツ谷 ただ可能なかぎり、総合的に見て来

研究員 させるのではなくて、いくつかの事件をフォローするような形態にしてくださいといふお願いはしています。ただ、3年次な

研究員 回数が、クリニックIのほうが、そういう意味で多いということですね。

四ツ谷 多いということです。

研究員 もちろん、2年と3年では違う

四ツ谷 Ⅱをつくるときには、法律相談だけ複数回やらせるというアイデアもあったのですが、これは全く個人的な思い入れ

研究員 いうお願いはしています。ただ、3年次な

研究員 での、自主勉強会がたくさん入ってきてしまったりとかして、なかなかうまく日程を合わせられないとかそういうこともあります。

四ツ谷 はい。だから、今回は離婚だよ

研究員 どか、それぐらいだけですね。

研究員 それは、法律相談をやるのは、

四ツ谷 1日だけなわけですよね。

研究員 だけど2単位科目ですよね。

四ツ谷 はい。

研究員 となると、事件追及型の作業のほうがずっと多いんですね。

四ツ谷 多いですね、はい。

は、たまたま労働事件でおもしろい事件がタイミングよく来たというときには、先生が電話をしてくださって、「次、君がフオニックのIのほうで、いくつかの事件を最初から最後まで追及する」という感じでいるんだという学生に対して

四ツ谷 だけじゃないです。事前の授業と事後授業でも相談する。

研究員 1回ずつあるんですね。

四ツ谷 はい。

研究員 1回ずつあるので、その間に、いわゆる事前の講義と事後の講義が1回ずつあって、それ以外のところでは、そこの1日だけの接触というのは、何か薄いような気がするんですけども、實際には

四ツ谷 実際には、割と四六時中、頭を

付き合わせている状態になっているので、事件追及で行って、何か指導弁護士に

も聞けない質問とかがあれば、それは担当教員の先生のところに行つて答えてもらうようにしてくださいとか、そういうこと

は学生に伝えてあります。

四ツ谷 はい、実務家教員の先生方の研

究室は、学生の研究室と同一建物の同一フロアに配置しています。

研究員 法科大学院の中にいると思って

で、私が学生時代に法律事務所に2年ぐら

い補助者のアルバイトをさせていただいた

ときに、1件の事件をずっと見ていくとい

うのは、本当にかなり勉強になったので、

その体験を1の子にはさせられるけれど、

IIの子にはさせられなくて、法律相談だけ

だというのは、もつたないなすぎるといふの

を言つてしまつたがために、こんなことに

なつたという側面があります。

研究員 そこはわかるんですけどね。わ

かるんだけど、クリニックIIというのは、

自分が将来労働事件などをやってみたいと思っているんだという学生に対して

のときに、そこにすら指導しないというの

は。

四ツ谷 だけじゃないです。事前の授業と事後授業でも相談する。

研究員 1回ずつあるんですね。

四ツ谷 はい。

研究員 1回ずつあるので、その間に、

いわゆる事前の講義と事後の講義が1回ずつあって、それ以外のところでは、そこの

1日だけの接触というのは、何か薄いよう

な気がするんですけども、實際には

四ツ谷 実際には、割と四六時中、頭を

付き合わせている状態になっているので、

事件追及で行って、何か指導弁護士に

も聞けない質問とかがあれば、それは担当

教員の先生のところに行つて答えてもらうようにしてくださいとか、そういうこと

は学生に伝えてあります。

四ツ谷 はい、実務家教員の先生方の研

究室は、学生の研究室と同一建物の同一フ

ロアに配置しています。

研究員 法科大学院の中にいると思って

で、私が学生時代に法律事務所に2年ぐら

い補助者のアルバイトをさせていただいた

ときに、1件の事件をずっと見ていくとい

うのは、本当にかなり勉強になったので、

その体験を1の子にはさせられるけれど、

IIの子にはさせられなくて、法律相談だけ

だというのは、もつたないなすぎるといふの

を言つてしまつたがために、こんなことに

なつたという側面があります。

研究員 そこはわかるんですけどね。わ

かるんだけど、クリニックIIというのは、

自分が将来労働事件などをやってみたいと思っているんだという学生に対して

は。

四ツ谷 だけじゃないです。事前の授業と事後授業でも相談する。

研究員 1回ずつあるんですね。

四ツ谷 はい。

研究員 1回ずつあるので、その間に、

いわゆる事前の講義と事後の講義が1回ずつあって、それ以外のところでは、そこの

1日だけの接触というのは、何か薄いよう

な気がするんですけども、實際には

四ツ谷 実際には、割と四六時中、頭を

付き合わせている状態になっているので、

事件追及で行って、何か指導弁護士に

も聞けない質問とかがあれば、それは担当

教員の先生のところに行つて答えてもらうようにしてくださいとか、そういうこと

は学生に伝えてあります。

四ツ谷 はい、実務家教員の先生方の研

究室は、学生の研究室と同一建物の同一フ

ロアに配置しています。

研究員 法科大学院の中にいると思って

で、私が学生時代に法律事務所に2年ぐら

い補助者のアルバイトをさせていただいた

ときに、1件の事件をずっと見ていくとい

うのは、本当にかなり勉強になったので、

その体験を1の子にはさせられるけれど、

IIの子にはさせられなくて、法律相談だけ

だというのは、もつたないなすぎるといふの

を言つてしまつたがために、こんなことに

なつたという側面があります。

研究員 そこはわかるんですけどね。わ

かるんだけど、クリニックIIというのは、

より3年生のほうがいいという、そんな話はありますか。

四ツ谷 そういった声よりは、Ⅱがこういうふうに2本立てにしてしまったがために、内容を指導弁護士の先生方に理解していただきにくくて。他方でⅠは実務修習の修習生を預かっているのと似ているらしいのです。だから、Ⅰのほうはご理解いただけやすくて、Ⅰを希望する先生の方が多いように思います。

研究員 新潟は、何割ぐらい

四ツ谷 今、新潟市内で100人ちょっとで、Ⅰで30人で、Ⅱで30人。

研究員 そうか、もう6割。そろそろ限界に達する。

四ツ谷 そうです。だから、若い先生と重鎮の先生を抜いたら、ほとんど全部の先生が対象になってきて、そこから修習担当には、かなり強硬に受け入れを拒否される先生以外は殆どの先生に、ご協力いただいているという感じです。

研究員 最初、法科大学院に反対している人も、実際は引き受けているわけですよ。

四ツ谷 どなたが反対していらっしゃる

いうことが分からないので何とも言えないのですが、そういうことになっているのだと思います。

研究員 そういう意味では、動員率はすごく高いんじゃないですか。

四ツ谷 だから、ほかの弁護士会の先生の新潟弁護士会のイメージからすると、ずいぶん新潟弁護士会は宗旨替えて、協力的なんじやないのというアクションみたいですね。私はその辺はよくわからないの

ですが。私から見ていると本当に多くの先生が協力してくださっているという印象しかないです。とくに、報告会は結構雰囲気がよくて、普段は慎重なことを仰る先生も、内容を指導弁護士の先生方に理解していただけます。

生運は大切にされて可愛がられて帰ってくるという傾向にあるようです。

研究員 報告会というのは、基本的にはそういう弁護士とか法曹向けですね。

四ツ谷 そうですね。学生は、履修している学生はもちろん必ず出席ですし、1年生とか、例えばⅡを取ろうと思っていて、まだクリニックを取っていない2年生とかに対しても、お知らせしているので、勢いよく「来年にⅠを取るぞ」と思っている1年生が数名参加します。

それ以外にも、全然クリニックとは関係がないこともありますが、1年次の学生に対してお話をしてくださいということ

で、弁護士会特別委員会が主催して、若干手の弁護士さん5人ぐらいに来ていただ

いて、夕方全部時間を取って、お話をしてもらう機会というのを設けています。割と

足繁く弁護士会の先生方に、ロースクールの現状をみていたりする機会があるのだろうと思います。だんだんロースクー

ルがあること自体は、「所与の前提」とい

う形で、その後のことが議論されていると

言った感じが致します。

研究員 研究員 肯定しようがないから。

四ツ谷 あとは、付属法律事務所をつく

るという話になつたりしたときに、ひと

めありそうな感じはします。付属病院と同

じように附属法律事務所をとらえてしま

ような方もいらして、そういう意味では附属事務所を作ろうとするときには、また、県弁護士会の先生方に御理解いただくための議論を相当程度しなければならないと思います。

研究員 そんな規模になるわけないのに院の役割だよな、研修医。

四ツ谷 ただ、そうなったからといって、医学部みたいにはならないでしょう。

研究員 あまり大きなことはできっこないけど。だって、どう考えたって、専任教員は1人、2人しかいないわけだから。

研究員 確かに、新潟大学というプラン概念があるのではないかという

研究員 そういう疑いが強かった。

四ツ谷 強かつたように記憶しています。

研究員 早稲田では全然疑われなかっ

た。

研究員 どういうふうに考えても、ス

タッフ1人か2人の法律事務所と変わらないわけじゃないですか。そんな医学部付属

病院みたいな支配力なんか持つわけない。

四ツ谷 ただ、ちょっと出てきてしまつたのが、新潟でイン弁もう雇いませんみたいな話がぽつぽつ出てきていて、就職先といふか取扱先との関係も含めると、ちょっとと考えなければいけないかなという時期に

きています。それは直面なところです。彼らが独立してやれるようになるまでの間、

イソ弁先が全くないというのも問題があるのではないかという話も出てきています。

研究員 新潟大学付属法律事務所がそれをやる。

四ツ谷 という話が出ています。私は賛成せんが。

研究員 話だけで終わつたよね。

研究員 だから、仮に新潟大学のロースクール生が毎年10人か15人が合格する

としたら、その人たちの大多数をどこかで訓練しなければいけないから、それをやつたらという。それはまさに、医学部付属病

院の役割だよな、研修医。

四ツ谷 ただ、そうなったからといって、

医学部みたいにはならないでしょう。

研究員 あまり大きなことはできっこないけど。だって、どう考えたって、専任教員は1人、2人しかいないわけだから。

研究員 確かに、新潟大学というプラン

ドが新潟地域では強いと、こういうことなんですね。

四ツ谷 それはあるみたいです。

研究員 それは、何か大学の外にはあるみたいですね。

四ツ谷 それは、早稲田だつてあります

よね。

研究員 だけ、実情としては、この間

も早稲田大学リーガルクリニックの無料法

律相談の日は1件でしたからね。別に、そ

日の日に来てもらつていいので、何もだから

ね、今日は無料法律相談ですってホームページにちつと出ているだけですから、

そうすると、1件ぐらしか来ないのです。

だから大したことないんですよ。

ただ、興味みたいのはあるらしくて、う

ちは早稲田大学の名前で出したのですけれ

ども、よその大学で付属の名前に大学名を法律事務所の名前に入れようとしたら、日

弁連の調査室がそれは駄目だと言つたらし

いのです。それを私言われんですよ。そ

んなの法律がおかしいぢやないかというこ

とで、あるいは法律の解釈がおかしいのではないかと思うのですが、調査室がそういうふうに思うというのは、要するに大学名を付けると、それは何か不正競争クリニックだみたいな解釈だったみたいです。不正競争じゃないんですけど、不正競争みたいに。

四ツ谷 うちは国立なので、開設前は独立行政法人になる前だったので、国際の問題が出てくるのが怖いというのがあったので、結局そした面でも附属法律事務所構想というのは実現できなかなこと。それで、同じ問題は他大学でもあったように伺っています。

研究員 研究者教員の連携というのが、一つの課題だと思いますが、ヒアリングでやつてみようといった議論はあるのですか。

四ツ谷 それぞれが各授業に手一杯になっているので、誰かがこれに手を擧げてくれないと、というのが現状です。したがってまだ一人ぐらいしか、実際に法律相談に同席をしたというのはないみたいです。

研究員 報告会には来られているのでしょう。

四ツ谷 報告会には来ます。興味がないわけではないですか。

研究員 それから、新潟大学法科大学院は、コア・カリキュラムが4つほどあって、その中で自治体のコア・カリキュラムということがありますよね。これは、新潟大学のロースクールの学生の中には、将来地方自治体で働くという、そういう志の学生というの結構いるのですか。

四ツ谷 はい、あります。県庁の入庁の試験というのは年齢制限がありますよね。

それで、5年3回やって、受かってから県庁を受けるということが現実には難しいので、修了直後から県庁に入庁して県職員をやりながら、司法試験を受けています。それが今一人いて、彼については、県庁内競争じゃないんですけど、不正競争みたいに。

四ツ谷 うちはアピールして、県庁のほうにもご理解いただきた上で採用になったと聞いています。彼の夢が早く実現するといいなという

のが現在の願いです。また彼以外にも何人かそういう希望の子はあるようです。その意味では彼は非常に先駆的だなと。

もう一つには、弁護士事務所を構えるのだけれども、そういう自治体関係の仕事を中心にやってみたいということを希望している学生も居ます。、地方自治体内で弁護士というと地方自治関係の職務を弁護士としてやっていきたいというのと、両方希望はあるようです。

研究員 地方自治体が弁護士をたくさん受け入れてくれれば、これは潜在的な二二としては非常に大きなものがあるわけですからね。

四ツ谷 もともと文書課等のセクションに弁護士がいないことのほうがおかしいことですし、危険だというふうに、私は認識しています。

研究員 文書課などころか、要するに地方自治体が法律問題はたくさんあるわけだから、そういう行政訴訟のところで。

四ツ谷 その意味では、そのコア・カリキュラムはそういったことを意識してつくっています。そうすると、クリニックとも弁護士事務所を見るだけでいいかというの、また検討しなければいけないのだと思いますが、なかなか難しいところです。

今は修了生で既に堅調に入庁している子がいますから、彼が「新潟県庁内弁護士第1号」になってくれると1つの良い例になるのではないかと思っています。

研究員 そうですね、いい例になるんじやないでしょうか。それから、新潟大学は、やはり医学部があるせいか、医学部の先生とか医学研究科の先生が来ているんですね。

四ツ谷 医学部の先生は、法医学の先生と生命倫理の先生が学内非常勤としていらしてくださいます。法医学の先生は医事法のようなことを担当していただいているのですが、これには理由があります。聞くところによると、修習で解剖などが見られなくなってくるというので、せっかく医学部があるのでたら見せようよという話がありまして、選択科目にしかできないけれども将来法曹になつたらということも踏まえて興味を示している学生には色々なことを見せてあげようというのがあつて、そこで、解剖の見学や病院見学なんかをさせられて、あげられるような授業を展開できないかと思ったわけです。現実には、授業を履修している学生の中から希望者を募って、医学部病院に対して病院見学をお願いしています。病院見学に行って、手術室を見学させてもらつて、実際に手術をやっているところを日程をあわせて見学させてもらうわけですね。見学に行った学生はみんな消毒されて手術室に入って…というようなことをするわけです。その後可能であれば、解剖のところとかを見るとかというので、気持ち悪くなつて帰ってくるらしいですけれども、そういったことはやっています。

研究員 每学年、一人づづらいるんで、解剖の見学や病院見学なんかをさせ、それで、解剖の見学や病院見学なんかをさせ、それで、解剖の見学や病院見学なんかをさせ、それで、解剖の見学や病院見学なんかをさせ、

研究員 早稲田も医師の資格を持っていて、解剖の見学や病院見学なんかをさせ、

研究員 毎学年、一人づづらいるんで、解剖の見学や病院見学なんかをさせ、

研究員 早稲田も医師の資格を持っていて、解剖の見学や病院見学なんかをさせ、

研究員 早稲田も医師の資格を持っていて、解剖の見学や病院見学なんかをさせ、

研究員 早稲田も医師の資格を持っていて、解剖の見学や病院見学なんかをさせ、

いるのですか。

四ツ谷 医療と法です。病院見学は必ずセットでやります。結構、学生さんからの希望があります。

研究員 それは病院見学も、ただ病棟に行くだけではなくて、手術室に入るとか、解剖も立ち会うとかというのは、なかなか普通はできませんよね。

四ツ谷 解剖まで毎年できているわけではないのですが、手術室のところまでは、毎年できているみたいです。医学部から来てくださっている先生が、せっかくだから

なるべく協力はしていこうということを仰っていたら、おまけで、実現していくという面があります。もっと大構思としてやつていただきたいというのと、医療部があるのだったら見せようよという話ができます。もっと大構思としてやつていただきたいというのと、医療部があるのだったら見せようよという話ができます。もっと大構思としてやつていただきたいというのと、医療部があるのだったら見せようよという話ができます。

研究員 早稲田も医師の資格を持っていて、解剖の見学や病院見学なんかをさせ、

研究員 毎学年、一人づづらいるんで、解剖の見学や病院見学なんかをさせ、

研究員 每学年、一人づづらいるんで、解剖の見学や病院見学なんかをさせ、

研究員 書面というのは、準備書面ですか。

4ヶ谷 準備書面です。それで、最後の1回か2回ぐらいを、法廷教室はないのですが、法廷シーンを用意しておいて、当事者尋問とか証人尋問をやって、最終準備書面を書くのが最後の最後のレポートの代わりということをしております。

研究員 そういう意味でいうと、いわゆるヒアリング段階からある模擬裁判みたいな感じですか。

4ヶ谷 そうです。

研究員 法廷裁判的なことをやるのは割り少ないので。

4ヶ谷 はい。ロースクール開設に合わせて実験授業というのを弁護士の先生（非常勤）2年間に亘ってやってみたのですが、その実験授業で得られたことというのが、法務総合演習の随所に活かされています。聞き取りをやって、それで書面の往復もあってというのでやつたらどうかという

て考えたわけです。三十数名いるので、組み合わせとしては、1対1ずつのグループをいくつもつくっておいて、最後の法廷の尋問のところだけは2グループぐらいに割って、こちらのグループはこちらのやつていることを聞く。次はこちらのグループはこちらのことを聞くというふうにして、1回だけ尋問のところなどがあつてというのでやっています。判決も一応出します。そういう授業がないと、法科大学院としては、やはり駄目だらうというので、必修科目として実施しています。まあ最初の既修の1期生には少し不評だったようです。彼らからすると「3年次後期のこの忙しい時

期に、裁判ごっこなんかさせて…」という感じだったのだろうと思います。ただ、本

番の試験を受けたら、意外とそういう授業のほうが役に立ったようで、第1回目の司法試験実施以降はこの授業に対する学生の評価も変わったように感じます。

研究員 裁判法務演習というのとはまた違うのですか。

4ヶ谷 邪います。裁判法務演習Ⅰは、もう少しこちらがレクチャーする部分が多いです。そのⅠでやつたことを前提にして、最後の総仕上げという位置づけとして法務

総合演習があります。つまり「もうここまで教えたのだから、自分ひとりで聞き取つて、方針を決めて、書面も書いてできるでしょう」というのが、法務総合演習がついているスタンスです。

研究員 なるほど。この法務総合演習は、相当教員はペアとかじやなくて、一人でやっているのですか。

4ヶ谷 いえ、この法務総合演習は、これでも実験授業での教育効果などを踏ま

て考えたわけです。三十数名いるので、組み合わせとしては、1対1ずつのグループと、もう一人誰だったかな。この4人がやるわけですか。

4ヶ谷 私も担当者です。

研究員 4人ぐらいの先生が毎回出て

いて。

4ヶ谷 はい。

研究員 これまで賛成な授業ですよね。

4ヶ谷 その意味では、裁判法務演習のⅡも結構賛成で、刑法、刑訴の研究者教員、弁護士教員、検察官、派遣裁判官の5人で一つの授業です。派遣検察官と弁護士教員が学生の前で一つのテーマを巡って議論を展開する、そこに研究者教員も加わってい

く…というような感じのときもありますか

ら。

研究員 それは、いわゆるオムニバスではなくて。

4ヶ谷 そうではなくて、毎回全員が同席します。それではある会では中心として、例えば刑事弁護について、弁護士教員がお話をされるときはあるのですが、横から派遣検察官の教員が弁護士教員に対して質問を投げかけていくとか…そういう感じで議論を

研究員 埼玉弁護士会の設楽さんですか。

4ヶ谷 はい。

研究員 新潟のロースクールを出た人た

ちのかなりの確率で新潟で弁護士をすることが予定されているのではないかですか、そうでもないですか。

4ヶ谷 一応、うちと南東北地域ですよ。福島とか山形とか。

研究員 そちらのほうに行く人がいますか。

4ヶ谷 います。あと、北陸も金沢しかロースクールがないので、そうすると、富山とか金沢とかのあるあたりです。あと北関東も多いですね。

研究員 そうですか。

4ヶ谷 富山県というのは、ロースクールがないのですね。

研究員 ないですか。

4ヶ谷 ないですね。その辺でぐるぐる多少協力までいかないでしようけれども、必要なといふふうに思います。

研究員 じゃあ、その辺でぐるぐる多少シャツフルしているという面はあるでしょ

うね。

4ヶ谷 ご存じのように、日本列島の上

のほうが弁護士は少ないのに、上のほうはロースクールも少ないのです。その意味で

は、新潟大学がちゃんといっぱい合格させなければいけないという使命感もあります。

4ヶ谷 ただ地元出身の子がそのまま地元のロースクールに行って地元で弁護士をやることだけではなくて、例えば千葉の出身の子が新潟のロースクールに入学して、「こんなに実務家教員の先生方にいろいろしてもらって、実務家教員以外の県弁護士会の先生にもお世話になって、本当に雰囲気も良かった」そういう感想を3年間を通じてもつてくれて、最終的に新潟に就職したいと思ってくれたというようなこともあります。そういう話を聞くこともあります。そういう話を聞くと本当に嬉しくなります。

研究員 やはり地域で弁護士をやるために、地域にある程度地盤みたいなものがないと、難しいような感じがするのです。ますますこれから、そういう傾向が強まるようになるかもしれません。そうすると、やはりロースクールを新潟で出て、修習とか

それでまた新潟で仕事をするというのが、一つのスタイルなのではないかという感じがするのです。

4ヶ谷 一応、南東北とかもエリアに入れているのであれば、その辺の弁護士会にも、うちでこんなことをやっていきますといふのをお知らせすることは、クリニックに

協力までいかないでしようけれども、必要なといふふうに思います。

研究員 山形大学とか秋田大学とか、入学者にいるんですか。

4ヶ谷 山形大・秋田大出身の学生はいません。岩手出身とか山形出身とか

というの、結構多いです。その意味では、プレッシャーも大きいのですけど、他県の

弁護士会にまで広報活動をするということころでは至っていないです。

**研究員** リーガルクリニックⅠであれば、例えは名古屋の法科大学院のエクス

ターンシップ先に、岐阜県弁護士会の弁護士を入れた事務所がそこに入ってきたところあたりするから、だから、新潟県外のほかの弁護士会も、個別にリーガルクリニックⅠの派遣先になるというは、あり得る話なんじゃないですか。

**四ツ谷** それは、現時点ではやるつもりは全くありません。というのは、事実上の運用は通年でやれているというところを私たちは重視しているので。他県の先生にお願いするような方法を探ると、現実的な実施時期は夏期休業期間ですよね。夏期休業期間のうちの何週間かというのは、裁判所がお休みだったりしますよね。そんなときにやつても意味がないと思ってるので、とりあえずそれはやる気はないです。

**研究員** あと、新潟弁護士会との関係も、専属性的な強固な関係みたいなものができつ

つありますね。

**四ツ谷** そうですね。ただ県弁護士会との関係がどうこうというよりは、他県の弁護士会所属の事務所にお願いするには夏期集中にせざるを得ない、そこが大きな壁になっていることがあります。

**研究員** 地方へ行く、つまり新潟県弁護士会の支部へ行くのは難しいですか。

**四ツ谷** 支部も長岡とかなので。

**研究員** 佐渡とかね。

**四ツ谷** 佐渡は海を越えますしね。あと新潟田とか、高田とか。一番近くて、長岡じゃないですかね。新幹線で、新潟から長岡まで30、40分でしょう。そんな感じな

ので難しいです。

**所長・宮川** 四ツ谷先生、今日は長時間

にわたりお話をいただき有難うございました。新潟大学法科大学院の臨床教育は、地元の新潟県弁護士会と良好な協力関係を構築され、大変に充実したものを作成されていました。研究者教員である四ツ谷先生が臨床教育カリキュラムについてもリーダーシップを發揮され、理論と実務の架橋としての臨床教育の方法論の長所がよく生かされているように思いました。今後とも一層、日本における臨床法学教育の定着と普及に、ご尽力いただきたい

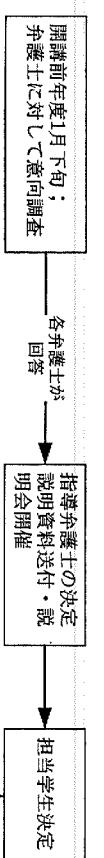
と思います。

施設期間は夏期休業期間ですよね。夏期休業期間のうちの何週間かというのは、裁判所がお休みだったりしますよね。そんなときにやつても意味がないと思ってるので、とりあえずそれはやる気はないです。

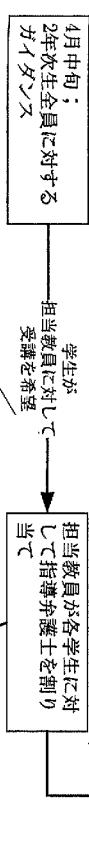
### リーガルクリニックⅠ

- 1学年定員：60名  
在学生人數：173名（休学者17名を含む）  
内訳：1年次生69名（6名）2年次生69名（11名）3年次生35名（括弧内は休学者数）
- 専任教員：33名（研究者教員24名、実務家教員10名（うち弁護士教員6名、派遣検察官1名））  
非常勤の実務家教員：弁護士2名、裁判官1名（派遣裁判官）、司法書士3名、公認会計士2名
- クリニック系科目：リーガルクリニックⅠ及びリーガルクリニックⅡ（いずれも2単位）  
クリニック科目の取扱い、選択必修→リーガルクリニックⅠからリーガルクリニックⅡのいずれかを履修し単位を取得しなければ修了することができない。
- いわゆるシミュレーション型の科目：法務総合演習（2単位）

### 【年間スケジュール】



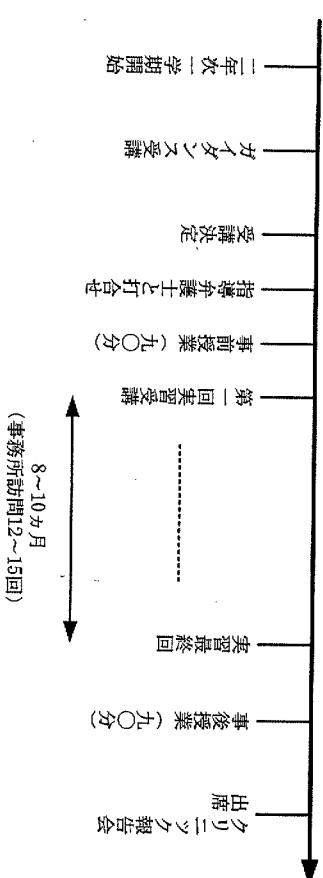
(対指導弁護士)



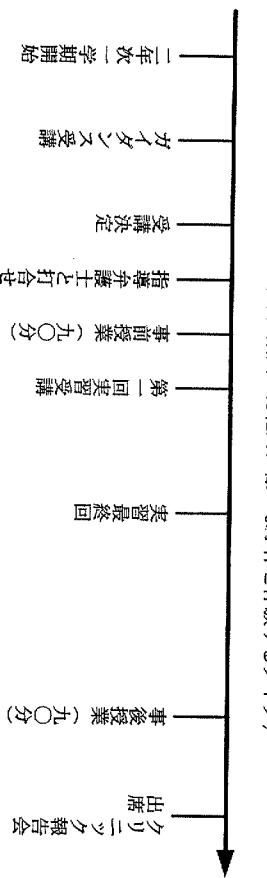
希望者が多い場合は抽選。  
※抽選にもれた学生は  
次年度、クリニックⅡ  
を受講。

学生は事前に指導弁護士と個別に連絡をとり、日程等について開始前に顔合わせを兼ねた打合せを行う（通常、指導弁護士の事務所を訪問する）。

(平均的な受講スケジュール①)；いくつかの事件を最初から最後まで追及するタイプ)



(平均的な受講スケジュール②；短期間に総括的に様々な事件を体験するタイプ)



(事務所訪問12~15回)

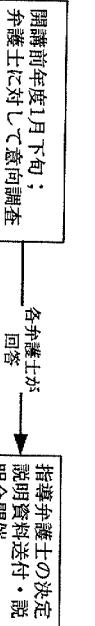
## リーガルクリニックⅡ

3年次開講

- 「法律相談」と「事務所での事件追及型演習」の併用
- 担当教員：専任教員2名（全体調整、法律相談型授業への同席、事前・事後授業の担当、最終的な成績評価が主な役割）
- 実際の授業担当者：指導弁護士（県弁護士会所属）（後述）
- 成績評価：認定方式（合否が成績表に記載される）
- 単位：半期2単位の科目（ただし選用上は通年）

## 【年間スケジュール】

(対指導弁護士)



(対学生)



「県弁護士会主催の法律相談における傍聴及びインタビュー」に学生を割り当て

(平均的な受講スケジュール)



★クリニックⅡでは、合計2名の指導弁護士1名と、事件追求型を担当する弁護士1名

- ・法律相談を担当する指導弁護士1名と、事件追求型を担当する弁護士1名

(法律相談型授業の標準型)

- ・学生2名が1グループを作る
- ・1グループを指導弁護士1名が担当する
- ・当該科目を担当している専任教員も法律相談に同席する
- ・1グループが2件の事件を担当する
- ・相談時間は1時間
- ・学生が聞き取り、回答を行った後、指導弁護士が満足する相談終了後、学生・指導弁護士・同席している弁護士教員の三人でディスカッションをする機会が設けられている

(弁護士会主催の法律相談の傍聴・担当弁護士へのインタビュー)

- ・弁護士会主催の法律相談の担当弁護士（≠指導弁護士）が対象
- ・県弁護士会法律相談センターへの協力を要請により実現
- ・法律相談担当者に対して事前に協力を要請し、「傍聴・インタビュー可」と返答した弁護士に対し、協力を依頼
- ・予め日程調整し、学生が法律相談を傍聴。その後、担当弁護士に対して法律相談に関するインタビューを実施
- ・学生はインタビューの結果をレポートにまとめてリーガルクリニックⅡを担当している専任教員に対して提出
- ・事件追求型の標準型)
  - ・学生1名に対して指導弁護士1名が担当
  - ・法律相談の際に担当した者は異なる指導弁護士が担当する
  - ・適宜、指導弁護士が事件を選択して1~複数の事件について学生が継続的にフォローする書面の起案、裁判傍聴、依頼との打合せ同席などが含まれる
  - ・フォローしている事件について指導弁護士との間でのディスカッションが行われる

## リーガルクリニック I・II のサポート体制①; 地域法実務センター

### 【教材】

受講生は次の教材を実習先事務所に携帯する。

- ① 「六訂・民事弁護の手引（補正第3版）」（日弁連・司法研修所）
- ② 「刑事弁護実務（平成14年度版）」（日弁連・司法研修所）

### （主な業務内容）

- ・ 法律相談の実施（通常）
- ・ リーガルクリニック系科目の在り方にに関する協議会議；月1回実施

### リーガルクリニック I・II のサポート体制②; 県弁護士会との連携

#### 県弁護士会と新潟大学との間で協定を締結（法科大学院開設以前から）

- ・ 県弁護士会内に、法科大学院特別委員会設置
- ・ 同委員会の定期会議（月1回）に、研究者教員も参加し、リーガルクリニック I・II の実施に関する事項を中心に、新潟大学法科大学院における実務教育全般について協議
- ・ 同委員会が主催し、新潟大学法科大学院が共催し、毎年2月に「クリニック報告会」を実施
- ・ 「クリニック報告会」には、新潟大学法科大学院の教員、同委員会委員のみならず、指導弁護士を含む県弁護士会会員が参加
- ・ 昨年度は「クリニック報告会」に地裁所長、地検検事正が出席

### クリニック系科目に関連する科目

#### 1年次開講科目 司法制度論

- ・ 民事法総合演習  
(要件事実論教育)
- ・ リーガル・プロフェッショナル（法曹倫理）

#### 2年次開講科目 法務総合演習 (ロールプレイング型の演習科目)

- (1) 実習日誌の作成
  - ① 学生が事務所に行く都度、実習日誌の実習内容欄に、その日行った内容を記載する。
  - ② 指導弁護士の方には、日誌のコメント欄に、学生の書いた内容について、適宜アドバイス等を記載していくこと。

#### (4) 弁護士会の業務についての実習（見学）（予定）

- 弁護士会の活動のうち、人権擁護委員会や法律扶助の審査会など弁護士会の典型的な活動にかかる会議について、それぞれ委員長・支部長ないしは担当教員から、弁護士会活動の意義やその内容について若干の講義（30分程度）を行い、各1回ずつ受講生全員が一緒に審査会・委員会を傍聴する。弁護士会活動の意義や感想についてレポートを提出し、実習日誌に記載する。

#### (5) 最終回講義（90分）例年1月に実施予定

### 今後の課題

- ・ 指導弁護士の確保
- ・ 要件事実論教育の実施前にリーガルクリニック I が開講していることによる教育効果の減殺？
- ・ 地理的要因
- ・ 研究者教員との連携をどのようにして図っていくか

<臨床法学セミナー>

\*\*\*既刊\*\*\*

- 第1号 「広島大学における臨床法学教育」 2008年1月刊  
第2号 1.「北海道大学における臨床法学教育」  
2.「大学附設法律事務所の課題」 2008年2月刊  
第3号 「一橋大学における臨床法学教育」 2008年3月刊

\*\*\*以下続刊\*\*\*

- 第5号 「シンポジウム：法言技能の鍛錬とシミュレーション」

臨床法学セミナー 第4号 (臨床法研資料集)

「新潟大学における臨床法学教育」

2008年3月25日 発行

〒160-0050 新宿区西早稲田1-6-1  
早稲田大学臨床法学会教育研究所

[Rinsuhoken-Jimug@ist.waseda.jp](mailto:Rinsuhoken-Jimug@ist.waseda.jp)